

今後の県の取組について

短期に取り組むべき事項

(1) 早期発見体制の改善

乳幼児健康診査票の見直し、健診マニュアル及び健診フォロー基準の作成等を踏まえた研修や健診方法等の検討、保育士・教職員に対する研修、市町村等に対する専門的な支援等を行い、支援を要する児童（発達障害児およびその疑いのある児童）の早期発見体制を整備する。

- ・乳幼児健診に関する市町村保健師への研修の実施（国保・健康増進課、福祉保健所）
- ・保育施設等職員に対する研修の実施（青少年・児童家庭課）
- ・教職員の専門性向上のための研修実施、早期支援に向けた情報等の周知（県立学校教育課、義務教育課、総合教育センター）
- ・私立学校に対する健康診断実施状況の確認及び指導（総務私学課）
- ・市町村、福祉サービス事業所等に対して、発達障害者支援センター、障害児等療育支援事業所等が連携して巡回指導を実施（障害保健福祉課）
- ・相談、判定業務の充実（発達障害者支援センター、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター等）
- ・専門医の確保（県立病院課）

(2) 基本的な支援を行うことができる人材の育成・確保

支援を担う人材が不足していることから、発達障害児（者）人材育成計画に基づき、基本的な支援を行うことができる人材（保健師、医師、保育士、教員等）の育成・確保を図る。進め方は次のとおり。

研修カリキュラムの策定については、その目的、内容等に応じて、当事者や関係機関等で構成するカリキュラム検討組織を設置し、内容を検討する。

開催にあたっては、発達障害者支援センターを中心に、できる限り当事者団体や関係団体との共催によることとし、開催後の地域支援体制への反映を促進する。

実施計画については、計画内容及び進捗状況について、適宜、沖縄県発達障害支援体制整備委員会に報告し、同委員会から推進方策等についての意見を聴取する。

同委員会等から提案された課題等については、沖縄県発達障害児（者）支援機関連絡会議において検討し、県の対応の方向を示す。

- ・カリキュラム検討組織の設置、障害者自立支援対策臨時特例交付金を活用した研修実施体制の構築（障害保健福祉課、発達障害者支援センター）
- ・市町村保健師等への研修実施（国保・健康増進課、福祉保健所）
- ・保育施設、放課後児童クラブ職員等に対する研修実施（青少年・児童家庭課）
- ・教職員の専門性向上のための研修実施（県立学校教育課、義務教育課、総合教育センター）

- ・就労支援にかかる職員のスキルアップ研修（雇用労政課）
- ・職員の専門性向上（福祉保健所、児童相談所、知的障害者更生相談所、精神保健福祉センター）
- ・専門医の確保（県立病院課）

(3) 医療機関のネットワークの構築

現在、発達障害者支援センター等の相談機関や地域の相談窓口である市町村と医療機関、医療機関同士の連携体制等に不十分な点があるとの指摘もあり、気になる児童が必要な支援に結びつかない、支援が途切れる、特定の医療機関に受診が集中するなどの問題がみられる。

このことから、医療機関の連携に向けた意見交換会等を実施し、医療機関の間の情報共有化を図り、発達障害児者に対する医療体制の整備に向けた取り組みを促進する。

- ・医師会、小児保健協会等と連携した医療機関ネットワークの構築（障害保健福祉課）
- ・専門医の確保（県立病院課）

(4) 県の機関が実施する巡回相談等の連携した取り組みの実施

現在、発達障害者支援センター、児童相談所、知的障害者更生相談所等の県の相談機関は、それぞれが、必要に応じて北部、離島へ巡回等による相談支援を実施している。当事者は、巡回する機関毎に、面接、心理検査等を受けなければならない、負担も大きいと考えられる。

このことから、離島などにおける当事者の負担軽減、各機関の情報共有化による効果的な相談支援の実施等を目的として、巡回相談の合同実施、情報共有化の仕組み等に関する検討を行い、実施に向けて取り組む。

- ・巡回相談の合同実施、情報共有化の仕組み等に関する検討（発達障害者支援センター、福祉保健所、児童相談所、知的障害者更生相談所、総合教育センター等）

中・長期に取り組むべき事項

(1) 地域における発達障害児者支援体制構築の促進

今年度、沖縄県小児保健協会に委託して、地域における一貫した発達障害者支援体制構築のための各機関の役割と連携等のあり方について、中部圏域をモデルとした調査・検討を実施しており、現在、各市町村の健診に従事するスタッフ、フォローを要する児童の状況、利用できるサービス、関係機関の連携等に関する状況の調査を行っている。（発達障害児者圏域支援体制検討事業）

今後、当該事業の成果を検証し、他の圏域への展開を図ることで、地域の実情に応じた支援体制構築を促進する。

(2) 専門的な支援を行うことができる人材の育成・確保

関係各課（所）において、人材育成計画に基づき、地域のリーダーとして、地域内コンサルテーションや支援プログラムの作成のアドバイス等を担える専門的な支援を行うことができる人材（保健師、医師、保育士、教員等）の育成・確保を図る。